## 宮崎県トライアル購入事業者認定制度実施要綱

平成19年11月5日 商工観光労働部商工政策課

(目的)

第1条 宮崎県トライアル購入事業者認定制度は、新規性、独自性等がある優良な製品等 (公共工事に係る材料、製品等は除く。以下「新商品」という。)を生産する県内の中 小企業者等(以下「事業者」という。)を知事が認定し、県の機関が購入し、使用後に 新商品の有用性の評価を行うことにより、中小企業者等の販路開拓を支援し、県内産業 の振興を図る。

(申請要件)

- 第2条 本事業に申請できる事業者は、次に掲げる各号の全ての基準を満たす者とする。
  - (1) 県内に主たる事業所を有する中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に定める中小企業者又は県内の自治体の誘致により県内に進出した企業
  - (2) 県税の滞納がないこと。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を有していないこと。

(実施計画の認定申請)

- 第3条 認定を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる事項について記載した計画(以下「実施計画」という。)を策定し、認定申請書(様式第1号)により、知事に申請するものとする。
  - (1) 新商品の内容
  - (2) 新商品の生産の目標
  - (3) 新商品の生産の実施時期
  - (4) 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及び調達方法
- 2 前項の申請書には、次の書類を添付する。
  - (1) 定款(法人に限る。)
  - (2) 最近2営業期間の決算書及び営業報告書(これらがない場合は、経営状況及び事業概要の分かる資料)
  - (3) その他新商品に関する資料
  - (4) 県税の納税証明書(未納がない証明)
    - (トライアル購入認定審査会の設置)

第4条 知事は、実施計画等を審査するため、宮崎県トライアル購入認定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(事業者の認定)

- 第5条 知事は、事業者から申請書が提出されたときは、審査会の審査結果を踏まえて、 実施計画が次条に定める認定基準のいずれにも適合すると確認したものについて、当該 事業者を認定する。
- 2 知事は、前項により事業者を認定したときは、すみやかに宮崎県トライアル購入事業者認定制度認定通知書(様式第2号)により通知する。また、事業者を不認定としたときは、宮崎県トライアル購入事業者認定制度不認定通知書(様式第3号)により、継続審査としたときは、宮崎県トライアル購入事業者認定制度継続審査通知書(様式第4号)により通知する。
- 3 第1項による認定の期間は、認定の日からその日の属する年度の翌々年度の3月末日 までとする。

(事業者の認定基準)

- 第6条 前条第1項の認定基準は次のとおりとする。
  - (1) 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常の 取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は企業化されている商品 と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、 実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
  - (2) 当該事業に係る新商品が技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものであると認められること。
  - (3) 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及び調達方法が適切なものであると認められること。
  - (4) 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品について、県の機関の購入が見込まれること。
  - (5) 実施計画が関係法令に違反しないこと。
  - (6) 実施計画が公序良俗に反しないこと。

(実施計画の変更)

- 第7条 認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)が実施計画を変更しようとするときは、知事に宮崎県トライアル購入事業者認定制度変更認定申請書(様式第5号)を提出し、知事の認定を受けなければならない。
- 2 知事は、認定事業者から変更認定申請書が提出されたときは、変更後の実施計画が前 条にいずれにも適合することを確認する。

(認定の取消し)

- 第8条 知事は、認定事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認める場合は、その認定を取り消すことができる。
  - (1) 認定事業者が、第2条第1項の申請要件に適合しなくなったとき。
  - (2) 認定に係る新商品が、第6条に定める認定基準に適合しなくなったとき。
  - (3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、速やかにその旨を認定事業者に 通知する。
- 3 第1項の認定の取消しによって、県又は事業者に損失が生じたときは、その損失は事業者側の負担とする。

(新商品の評価)

- 第9条 新商品を購入・使用した県の機関は、一定の使用期間後に新商品の有用性等について、審査会に対して報告を行う。
- 2 審査会は、新商品を使用した県の機関から提出される使用報告を基に、その有用性等 について評価を行う。知事は、審査会の評価結果を踏まえ、新商品の評価結果を当該事 業者に通知する。

(報告等)

- 第10条 知事が、必要と認めるときは事業者に対して、実施計画の遂行状況についての報告を求めることができる。
- 2 事業者は、実施計画に係る事業を中止したときは、知事に対し届け出なければならない。

(県の責務)

第11条 県は、物品の購入等を行う場合は、認定事業者が生産する新商品の性能、品質等 について考慮し、その優先的な購入に努める。

(庶 務)

第12条 本制度の認定に関する庶務は、商工観光労働部商工政策課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成19年11月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年5月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年6月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。